

○河内長野市下水道管路施設包括的管理業務プロポーザル審査委員会設置要領

令和2年6月12日

規程第2号

(設置)

第1条 河内長野市下水道管路施設の包括的管理業務の委託に当たり、公募型プロポーザル方式により最も適した者（以下「受託候補者」という。）の特定を厳正かつ公平に行うため、河内長野市下水道管路施設包括的管理業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公募型プロポーザル方式に係る実施要領案等の作成に関すること。
- (2) 提案書等の審査及び受託候補者の特定に関すること。
- (3) その他プロポーザルの審査に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、上下水道部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会の議事は、委員会に出席した委員の過半数によってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、やむを得ない事由により会議を招集できない場合は、委員に対する回議をもって委員会を開催したものとみなす。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、令和2年6月12日より施行する。

(内規の失効)

- 2 この内規は、委員会が第2条に規定する所掌事務を終了した日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

上下水道部長  
契約検査課長  
経営総務課長  
水道課長  
下水道課長